

# 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者指定申請手続きについて

## 《新規申請》

### 1 提出書類

#### (1)「指定給水装置工事事業者指定申請書」

※「指定給水装置工事事業者指定申請書」及び「誓約書」には、原則として、今後工事申込みの際に使用することとなる印鑑を押印してください。

※この申請書は「表面」及び「裏面」を両面に印刷してご使用ください。

#### (2)「機械器具調書」

#### (3)「誓約書」

#### (4)添付書類

##### 【法人の場合】

- ・ 登記事項証明書(証明日が3か月以内のもの)
- ・ 定款の写し

##### 【個人の場合】

- ・ 住民票の写し(証明日が3か月以内のもの)

##### 【法人・個人共通】

- ・ 主任技術者免状又は主任技術者証の写し

### 2 指定手数料

指定手数料は 10,000 円です。後日、納入通知書を郵送しますので、納入通知書裏面に記載されている取扱金融機関で納入してください。

### 3 申請場所

川崎市上下水道局 給水装置課 工務係

川崎市川崎区宮本町1番地(川崎市役所第2庁舎1階)

電話(直通)044-200-3132

FAX 044-200-3997

※申請書を受理した翌月末に指定の告示を行うとともに指定通知書を発行します。

### 4 その他

給水装置設計施行指針は川崎市上下水道局ウェブサイトよりダウンロードしてください。

(無料)

## 《その他の手続き》

### 1 主任技術者の選任・解任

新たに主任技術者を選任する場合、又は既に選任している主任技術者を解任する場合は、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」に必要事項を記入し、提出してください。  
なお、新たに主任技術者を選任する場合は、主任技術者免状又は主任技術者証の写しも併せて提出してください。

### 2 指定事項の変更

指定事項に変更があった場合は、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」に変更事項を記載の上、必要な書類を併せて提出してください。

#### (1)【氏名又は名称】・【住所】・【代表者の氏名(法人の場合)】に変更があった場合

- ・「誓約書」
- ・ 法人の場合は登記事項証明書及び定款の写し
- ・ 個人の場合は住民票の写し

#### (2)【役員の氏名(法人の場合)】に変更があった場合

- ・「誓約書」 ※ただし、解任のみの場合は必要ありません
- ・ 登記事項証明書

### 3 事業の廃止・休止・再開

事業を廃止・休止・再開するときは、「指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書」に必要事項を記入し、提出してください。